

南河内広域公害対策事業

1. 南河内広域公害対策事業

南河内6市町村に大阪府より権限移譲された公害規制関係法令及び条例7事務※1について「富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の公害規制等に関する事務を行う職員の共同設置規約※2」に基づき処理を行う。市民に求められる生活環境の実現を目指すため、公害規制関係法令及び条例7事務を適切に運用した結果、6市町村における規制基準達成事業所割合は96%であった。

※1 公害規制関係法令及び条例7事務

…大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（指定物質排出者への指導等）、土壌汚染対策法、PRT法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例

※2 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の公害規制等に関する事務を行う職員の共同設置規約

…南河内6市町村に大阪府より権限移譲された公害規制関係法令及び条例7事務については河内長野市を分担市として事務処理を行う。

(1) 南河内6市町村の公害規制関係法令等に基づく届出等の処理

273件の届出等がなされ、すべて適正に処理を行った。

(2) 南河内6市町村の対象事業所への立入検査

- ① 対象事業所数：大気関係232件、水質関係224件、ダイオキシン類関係9件（延べ数）
- ② 立入事業所数：207件（延べ数）
- ③ 指導等件数：50件
- ④ 規制基準達成事業所数：198件
- ⑤ 規制基準達成事業所割合：96%

(3) 南河内6市町村のアスベスト排出作業等への立入検査

38ヶ所の現場に立入検査を実施し、うち2ヶ所の現場に対し法令順守等の指導を行った。